

未来を彩る花の郷づくり事業補助金について

県内外から多くの人々が訪れる「未来の景観資産」となる花の名所づくりに取り組み、地域活性化に繋げる活動を支援します。

事業について

県内外から多くの人々が訪れる花の名所づくりに取り組み、地域活性化を図ることを目的として、将来の景観資産となるような樹木の植栽などに取り組む活動を支援します。

なお、この事業における樹木とは、原則として「和歌山県郷土樹種使用指針」に規定する郷土樹種のうち、花の咲く木や紅葉する木などです。

① 植樹事業

»多くの人々が訪れるような眺望を創り、景観資産となる樹木の植栽

【対象経費の例】

苗木や支柱、肥料、防護ネット等の購入費、植栽用地の整備に係る費用など

② 環境整備事業

»来訪者の増加を目的とした環境整備

(本補助金の植樹事業に併せて実施するものに限りませ)

【対象経費の例】

案内掲示板の設置費用、簡易な駐車場や歩道の整備に係る費用など

③ 交流推進事業

»樹木に愛着を持ち、継続的に育成管理に関与することを目的としたイベントの実施

(本補助金の植樹事業に併せて実施するものに限りませ)

【対象経費の例】

イベント開催時に使用する備品のレンタル料など

補助対象者の要件

市町村及び県内に事業所を有する法人その他の団体（自治会等も可）で、補助事業完了後も責任を持って継続的に樹木の育成管理を行える団体。

補助率等

»補助率：10/10以内

»補助上限額：予算の範囲内で知事が決定します。

ただし、交流推進事業については、植樹事業の補助金の交付額の1/2の額を上限とします。

応募方法

所定の応募用紙（和歌山県地域政策課ホームページからダウンロードできます）に必要書類を添えて提出してください。

募集期間：令和4年5月23日（月）～6月30日（木）

提出先：事業実施場所を所管する振興局地域課（裏面参照）

（注意！）

応募書類に不備があった場合、応募を受け付けられないことがあります。応募の際は、早めに振興局地域課へご相談ください。



留意事項

- 補助金の交付対象者及び交付額は外部有識者等で構成する評価委員会の評価を参考に、知事が決定します。
- 事業実施場所は県内に限ります。
- 育成管理に係る費用は対象となりません。
- 事業完了の翌年度から5年間、活動状況報告が必要です。
- その他応募には条件があります。
- 詳しくは、地域政策課ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

お問い合わせは、和歌山県地域政策課 企画振興班
電話：073-441-2371 メール：e0202001@pref.wakayama.lg.jp
HP：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020200/index.html

または各振興局地域課

海 草振興局：073-441-3373	和歌山市小松原通1丁目1番地
那 賀振興局：0736-61-0014	岩出市高塚209
伊 都振興局：0736-33-4915	橋本市市脇4丁目5番8号
有 田振興局：0737-64-1276	有田郡湯浅町湯浅2355-1
日 高振興局：0738-24-2928	御坊市湯川町財部651
西牟婁振興局：0739-26-7947	田辺市朝日ヶ丘23-1
東牟婁振興局：0735-21-9627	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

